

平成 30 年度「サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」実施要領

1. 目的

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進することを目的とします。

2. 申請関係書類の取り扱い

本助成事業の申請のために提出した書類については、審査会内部での取り扱いとし、本人の許可を得ることなく、公開或いは他の業務に利用することはありません。

3. 支援対象経費の内容

本助成に係る対象経費は、非営利な活動で、申請を行う活動の内容に密接に関わるものであり、団体等の運営に係る人件費、事業に直接関係のない備品や消耗品など主催者が不適切と判断したものは対象外とします。

助成対象例) 消耗品、機器賃借料、燃料費、保険料、講師謝礼金、旅費、会場使用料、駐車・高速料金、通信運搬費、印刷費など。

4. 事業実施

- (1) 事業の実施は、助成審査結果通知書（第 2 号様式）が届いてから開始すること。
- (2) 助成に際しては、金額や内容等に条件を付す場合がある。その際、提示された条件で事業実施が困難な場合は、辞退することができる。
- (3) 活動内容を大幅に変更する場合は、活動変更承認申請書（第 4 号様式）を提出し、前もって協議会の承認を受けること。
- (4) 活動の際及び活動の成果を公表する際には協議会の助成をうけたことを明記すること。

5. 実績報告等

- (1) 活動終了時には、速やかに実績報告書（第 5 号様式）を提出すること。
- (2) 実績報告書には、領収書の写し等の関係書類を添付すること。
- (3) 上記の提出期日は、事業終了後 2 ヶ月以内とする。
- (4) 実績報告書は協議会のホームページや出版物等で公開する。
- (5) 助成を受けた団体については、次回総会終了後に行われる活動交流会等において、活動報告を行うこと。なお、発表する場合は旅費を支給する。

6. 助成金の確定

助成活動実績報告書（第 5 号様式）の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第 6 号様式）により助成対象者に通知します。

7. 助成金の交付

(1) 助成が確定した段階で、助成額の半額を上限として、請求に基づき概算払いをすることができます。事業の実施上全額が必要な場合は、事務局にご相談下さい。

(2) 精算は、事業実施報告書提出後の審査の後に、残額を精算払いします。